

# 遺産取得税方式のもとでの相続税と 所得税の二重課税について

田城寺大樹・鈴木 里果

## 1, はじめに

相続税の基礎控除引下げや最高税率の引上げなど、平成27年からの増税を控え相続税に対する関心が高まっている。そのような中で、相続税と所得税の二重課税についてはしばしば問題として挙げられる論点である。直近では、生保年金の二重課税や相続した土地を譲渡した場合の二重課税が大きく取り上げられた。相続税改正が目前に迫る中で、今一度この二重課税について考えてみたいと思う。本稿では、まず相続税の課税根拠について整理し、所得税との関係性について考察した上で、生保年金二重課税事件を題材としてこれらの二重課税について検討する。

## 2, 相続税と所得税の二重課税

### (1) 遺産税方式と遺産取得税方式

相続税には、遺産税方式と遺産取得税方式の2種類の方式がある。遺産税方式は、人が死亡した場合に、その遺産に対して課税する方式であり、相続人が実際にいくら相続したかに係らず、遺産が大きければその分相続税も増大する仕組みとなっている。これは、被相続人が生前において受けた社会及び経済上の各種要請に基づく税制上の特典その他租税の回避等により蓄積した財産を把握し、所得税あるいは財産税の後払いとして相続税を課し<sup>(注1)</sup>、死亡した時点で清算するという考えや、人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきである<sup>(注2)</sup>という見地から考えられた方式であり、被相続人に対して課税を行おうというものである。現在、アメリカやイギリスなどで採用されている。一方、遺産取得税方式は、各相続人が相続した財産に対して課税する方式であり、死亡した人の遺産の大きさに係らず、各相続人が相続した財産が大きければその分相続税も増大する仕組みになっている。これは、包括的所得概念のもと、相続人が相続という偶然の事象によって得た不労利得に着目して課税を行おうという見地から考えられた方式である。つまり、遺産を取得した相続人の担税力に着目し、一時所得に類するものとして、相続人の所得税を補完する位置づけとして相続税を捉えており、相続人に対して課税を行おうというものである。現在、ドイツやフランスなどで採用されている。

日本では、明治38年日露戦争の戦費調達の一環として相続税法が創設され、当時は遺産税方式が採用されていた。しかし、昭和25年シャープ税制以降は、財産の無償取得に対する課税として相続税を捉え、遺産取得税方式に基づく体系となった。ただし、遺産取得税方式によった場合、遺産の仮装分割を助長し公平さを失うことや事実上分割困難な財産を相続した場合に相続税負担が重くなるという問題が生じたことから、遺産分割の状況に

よって大きく負担に差異が生ずることを防止する必要があるが生じ<sup>(注3)</sup>、昭和33年、税額の計算において遺産税方式の要素を一部取り入れるよう改正がなされた。現在においても、まず遺産総額を法定相続分で相続したと仮定して相続税の総額を求めて、その総額を各相続人が実際に取得した割合に応じて負担するという、いわゆる「法定相続分課税方式に基づく遺産取得税方式」<sup>(注1)</sup>が採用されている。遺産税方式の要素を取り入れつつも、遺産取得税方式をベースとした体系となっているのが、昭和33年以降現在まで続く日本の相続税の体系なのである。これをふまえ、本稿では遺産取得税方式に基づく相続税、つまり、包括的所得概念のもとにおける相続税を前提として、所得税との二重課税について考察する。

## (2) 相続税と所得税の二重課税

「法律学小辞典」によれば、二重課税とは、「同一の課税物件（課税の対象）に対して2度以上重複して課税すること」をいうとされている。法人が内国法人から受取った配当については益金不算入として二重に課税がされないよう配慮がなされているが、これはこの二重課税を排除するためである。ある法人の所得について法人税が課され、さらにその課税済後の所得からなされる配当については法人税を課税しないよう措置が講じられているのである。

では、相続税と所得税が二重課税になる場合とは、具体的にどのようなときを言うのだろうか。相続税を相続人の所得税を補完するもの、つまり、所得税の一種であると捉えた場合、二重課税はどのようなときに生ずるのだろうか。まず、所得税の課税対象が何であるかを明確にする必要があるだろう。所得税は、個人の所得に対して課される税であるため、課税の対象は「個人の所得」である。したがって、先の二重課税の定義にあてはめると、「同一の『個人の所得』に対して2度以上重複して課税する」ときに二重課税が生ずることになる。被相続人であれば被相続人の所得、相続人であれば各相続人の所得それぞれに対して二重に課税がなされるのであれば、二重課税と考えるべきであろう。

さて、これを相続の場面に当てはめるとどうなるのだろうか。相続により被相続人から相続人へ無償で財産の移転が起きることとなるが、これには二つの側面がある。一つ目は、被相続人の立場からみた側面である。被相続人は死をもって相続人に財産を無償で移転することとなり、相続時点において被相続人の財産に対する投資が清算されることになる。したがって、その時点で財産の含み益に対し、被相続人へ課税がなされるべきである。二つ目は、相続人の立場からみた側面である。相続人は相続により被相続人から無償で財産を取得することとなるため、一時所得とも言うべき不労利得を得ることになる。したがって、その得た利得、つまり、その財産の相続開始時点における時価に対して、相続人へ課税がなされるべきである。

以上から、相続税と所得税の二重課税が生じる場合とは、①相続時点における財産の含み益に対し、被相続人に2度以上重複して課税する場合及び②相続時点における財産の時価に対し、相続人に2度以上重複して課税する場合であると言える。

### 3、年金型生命保険の二重課税問題

2010年7月6日、最高裁第三小法廷において個人年金制度に基づき遺族が給付を受けた生命保険年金に対する課税に対し注目すべき判決があった。それは所得税と相続税の二重課税の是非について係争していた事件についての判決である。

現行のわが国の所得税法と相続税法の両者の関係について、問題提起する重要な判決と捉え課税実務の観点から二重課税について考察する。

#### (1) 生命保険年金二重課税事件<sup>(5)</sup>

##### ① 事案の経緯

妻X(原告)の夫Aは、平成8年8月1日、B生命保険相互会社との間で、契約者および被保険者を夫A、受取人を妻Xとする年金払生活保障特約付終身保険契約(以下、生命保険契約という)を締結し、その保険料を支払っていた。この生命保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる死亡保険金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約が付されており、Xは、保険事故が発生すると、10年間にわたって年金額230万円を受け取ることができるというものであった。

妻Xは、平成14年10月28日夫Aの死亡(保険事故の発生)により、生命保険契約に基づき主契約部分の死亡保険金4000万円と特約部分である平成14年10月28日を第1回目とする10年間にわたり230万円ずつ年金として受取る権利(以下、年金受給権という)を取得した。これにより妻Xは、平成14年11月に死亡保険金と年金額230万円に配当金を加えた金額から源泉所得税を差し引いた約4190万円の支払いを受けている。そこで妻Xは、夫Aの相続税の申告として死亡保険金4000万円と年金受給権230万円×10年×0.6<sup>(6)</sup>を相続財産に加算し相続税の申告をしている。その後課税庁から1回目の年金である230万円から必要経費である9.2万円を差し引いた約220万円が妻Xの雑所得に該当するとして同年分の所得税の更正処分を受けたものである。この保険契約に係る年金の実務上の取扱いは、相続税法3条1項1号のみなし財産である。したがって相続税の申告時に相続財産に加算され相続税が支払われ課税済であるから1回目の年金受給額については、所得税法9条1項16号<sup>(7)</sup>の非課税所得にあたる。と主張してその取り消しを求めた事案である。

##### ② 従前の実務上の取扱い

妻Xは、夫Aの死亡により死亡日の平成14年10月28日に相続が開始<sup>(8)</sup>される。

相続の開始により夫Aの相続税を申告納付するが、その際の相続財産は、死亡保険金の4000万円(保険受給権)と10年間にわたって毎年230万円を受取る権利(年金受給権)である。この保険受給権および年金受給権はともにみなし相続財産<sup>(9)</sup>といわれ、被相続人の相続財産に含まれるものである。死亡保険金については4000万円が、年金受給権については相続税法24条の定期金に関する権利の評価の規定に基づき評価される。事案でいえば、2300万円×0.6=1380万円である。

一方、年金受給権を取得した妻Xについては、年金の支給が平成14年10月28日を第1回目とすると定められているため、年金支給額230万円から必要経費9万2000円を差し引い

た金額を雑所得として妻Xの平成14年分の確定申告により他の所得と合算して所得税が精算され、第2回目以降の年金支給額についても同様に取り扱われる。

被相続人が生命保険契約を締結し、保険料を支払い、当該生命保険契約の保険事故が発生することによって相続人が受取人として保険金を取得した場合には、「当該受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分」(10)が相続により取得したものとみなされることとなるので、保険料を被相続人がすべて支払っていたのであれば相続人が受取った保険金は全額がみなし相続財産として相続税の課税対象になる。

そして、一定期間の間に定期的に給付金を受取る権利を取得した場合には、その権利の評価額は、相続税法24条1項1号により給付金の額に残存期間により定められた率を乗じて計算した金額が相続財産に加算される。

所得税法との関係においては、所得税法9条1項16号「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものについては所得税を課さない」という非課税所得の規定が適用されることになる。

ここで重要なことは、特約部分の保険金として毎年10年間230万円ずつ支払われる契約をした場合の、支払われた年金についての実務上の取扱いである。被相続人が保険料のすべてを負担していた生命保険契約に基づいて、保険事故の発生により相続人が受取人として保険金を受取る場合の実務上の取扱いは、同じ特約部分の生命保険金にかかる年金であるが、下記のように異なった取扱いであることから、納税者側にたてば生命保険金の受取り方の選択により有利・不利が生じる状況がある。

イ、年金部分の保険金が一時金として1回で全額支払われた場合

相続税 当該保険金の全額が相続財産に加算され相続税額が算定される

所得税 一時金は一時所得として扱われるが所得税法9条1項16号により非課税

ロ、年金部分の保険金が年金形式で支払われる場合

相続税 相続人が取得した年金受給権について相続税法24条1項1号の計算により得られる評価額を基に相続税が加算される(相続税基本通達24-3)

所得税 毎年の年金の取得についてはその受取額の全額を雑所得の収入金額として所得税が課される(所得税基本通達35-1(9)、35-4)

同じ生命保険契約から生じる保険金であるにもかかわらず、一時金として受取る場合には、所得税が非課税となり、年金形式として受取ると、所得税が課されるという課税の公平性という観点から考えると、不合理な取扱いであるといわざる終えない状況であった。

それでは、なぜこのような取扱いとなっているのか以下によりその基本構造を探ってみることにする。

## (2) その基本構造

相続税と所得税は「相続税法が相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ相続後に生じたキャピタル・ゲインとあわせて一括して課税している（取得費の引継ぎ）。前者は相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税であり、従来理論的に両者において二重課税は生じないと整理されてきた。<sup>(11)</sup>」というように経済的価値の移転に対して課税する相続税と資本所得の増加に対して課税する所得税とは課税の趣旨からいって異なるものである。

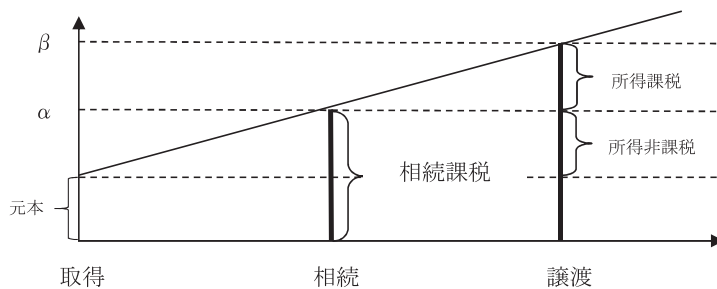


図1 「相続税と所得税の関係について—一生保年金二重課税事件—を素材とした考察—」  
税務大学校 篠原克岳 P6参照

具体的にいえば上図において、相続財産が相続時点で有する $\alpha$ 部分の含み益に対する所得課税は、原則として相続時には繰り延べられ、相続人がこれを第三者へ譲渡したときに相続後に生じた資本所得 $\beta$ とあわせて行われる（所法60①）。ただし、限定承認の場合には相続時に $\alpha$ が課税されるとともに相続財産の取得価額が時価 $A + \alpha$ に引き上げられ、譲渡の時点で $\beta$ が課税される（所法59①, 60②）。どちらにしても時間をつうじて $(\alpha + \beta)$ すなわち資本所得が過不足なく課税対象となる。相続税については相続税法22条により相続財産を時価評価し課税対象とすることから $(A + \alpha)$ が課税対象となる。

すなわち、相続税は相続発生時点での財産を時価評価して課税する。所得税は相続人が相続財産の取得価額を引き継ぐことによって、その相続財産について被相続人が取得して相続人がその財産を手放すまでの最終的なキャピタル・ゲインについて課税する。したがってこのような実務上の取扱いである限りは、下記の図における $\alpha$ の部分は、時間的な差異、被相続人又は相続人いずれかが納付することになるという差異があったとしても、同一の課税物件について課税されるものであることは間違いない。そうであるならば、その点については、どのような理論により整備されるべきなのだろうか。

二重課税については、「二重負担 (double imposition)」と「二重課税 (double taxation)」用語の意義を区別し、同一課税物件について「二重負担」になるものが問題になるのであって「二重課税」が問題となるのは、「課税の根拠が同じで公平の点問題がある場合と、併課によって意図せざる経済効果が生じて望ましくない影響を経済に与える場合であるということができる。いいかえれば、そうでなければ二重課税であっても問題はない<sup>(12)</sup>」とい

う論考もあるが、この事案についてはそのようにして整理される問題ではないように思う。

### (3) 判例による経済的価値の移転と資本所得との区分

A+ $\alpha$ が相続税の対象に、 $\alpha + \beta$ が所得税の対象になることについて、 $\alpha$ 部分の取扱いについて相続税と所得税が二重に課税に該当するか否かが問われたところである。

課税庁は、被相続人が受給する年金給付金のうち $\alpha + \beta$ に相当する部分を雑所得として課税したところ長崎地裁の判決は、 $\alpha$ 、 $\beta$ ともに所得非課税とし、福岡高裁は原処分どおり $\alpha + \beta$ への所得課税を認め、最高裁においては $\alpha$ を非課税、 $\beta$ への所得課税のみを認めた。

最終的な結論として、最高裁判決において、 $\alpha$ 部分については相続税がすでに課されているので所得税を課すべきではない、と判示している。

これらの判決は、相続税法3条1項1号と所得税法9条1項16号の解釈が争点となったものである。以下においてそれぞれの判決の内容を再考する。判決の内容については、次のような問題点があると思われる。

第一に、相続税法3条1項1号の規定によって相続により取得したとみなされる生命保険契約の保険金であって年金の方法により支払われるもののうち有期定期金の債権にあたる年金受給権にかかる年金の各支給額は、そのすべてが所得税の課税対象となりうるのか。第二に、そこには、所得税9条1項16号と相続税法3条1項1号との間に明確な区分があるのかということである。

### (4) 第一審長崎地裁における判決<sup>(13)</sup>

第一審長崎地裁において、有期定期金である年金受給権に相続税を課税し、さらに毎年支給される年金について相続人であるXに対して所得税を課すことは、実質的に、経済的に同一の所得に対して課税することになるとして二重課税である旨の判決を下した。これは所得税法9条1項16号の非課税所得の解釈に重点を置いたものといえ、従来からの課税実務慣行にとらわれず、経済的な実質を重視し、二重課税を排除すべきであるという判断である。

相続税法3条1項1号の規定と所得税法9条1項16号との関係について、「相続税法3条1項1号は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、実質上相続によって財産を取得したものと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして相続税を課すものである。他方所得税法9条1項16号は、このように相続税を課すこととした財産について、二重課税を避ける見地から所得税を課税しないものとしている所得税法の規定からすると、相続税法3条1項1号により相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項16号から許されるものではない。」としている。

長崎地裁における判決の考え方は、相続税が課税される有期定期金を年金受給権の基本権とし、その基本権に基づいて保険事故発生した日から10年間毎年の応答日に発生する年

金を“年金受給権の基本権に対する支分権である”とするものである。たとえば、金銭の貸付とそれに伴う利息の受取という取引がある場合、金銭の貸付したことにより「その約定に基づき利息を受取る権利」を基本債権とするならば、一定期日が経過することによりその利息を受取る具体的な権利の発生を支分権である利息債権とすることと同じ考え方であるといえる。

この年金部分は、この支分権が行使されることにより基本権である年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものであり、相続税法による年金受給権の評価は将来にわたり受取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上でさらに個々の年金に所得税を課税することは、実質的、経済的には同一の資産に関して二重課税になることは明らかであるから、所得税法9条1項16号の趣旨により許されないものであるとして、年金部分を相続税の課税のみで所得税は非課税としている。

#### (5) 控訴審 福岡高裁における判決<sup>(14)</sup>

福岡高裁の判決においては、所得税法9条1項16号における「相続により取得したものとみなされるもの」の解釈について、第一審の長崎地裁の判決と決定的な相違があることに注目すべきである。相続、遺贈により、財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税又は贈与税が課されるため、その財産を取得した後に生じる所得については相続税と所得税の二重課税を排除するという趣旨は同様であるとしているが、しかしながら、生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは保険金という金銭そのものではなく、あくまでも保険金請求権という権利すなわち基本権とAの死亡後に発生した年金受給権すなわち支分権とを法的に異なるものとして明確に区分する。相続税法3条1項1号および所得税法9条1項16号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は保険金請求権という権利であり、その後に発生した年金受給権は相続人について発生したものであるからこの年金受給権は相続人の所得税の対象となるとする。第一審の長崎地裁が保険金請求権と年金受給権とを実質的に経済的に同一のものであるとして二重課税であると論じた考え方と大きく異なったものとなった。福岡高裁における判決においては実質的・経済的な同一性という視点を軽視し、従前からの実務慣行を考慮した判決と思われる。

#### (6) 上告審 最高裁判決

最高裁の判決によれば、相続税法3条1項「次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合においてその者が相続人であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし……」の解釈について、相続人が相続又は遺贈により取得しまたは取得したものとみなされるものは、その財産そのものを単純に指すものではなく、その相続人が当該財産の取得によりその者に帰属する所得をも含むものとしたことは非常に重要な点である。当該財産の取得によりその者に帰属する所得というものを当該財産の取得時における経済的な価値に求め包括的所得概念により所得を定義し、相続税法と所得税法の隙

間を埋めた判決は福岡高裁の判決とは一転したものとなった。これにより、基本権である年金受給権を有期定期金の評価に従い相続財産に含め相続税を課税する。年金受給権の支分権として毎年10年間にわたり受給を受ける年金について1回目の年金相当額である230万円を所得税法9条1項16号により非課税所得とし、2回目以降受給される230万円×9回分雑所得として所得税の課税対象とした。1回目の230万円を非課税所得とすることで、同一経済価値に対する相続税と所得税との二重課税に配慮したものとなったのである。これは、10年にわたり支給される個々の年金と所得税法9条1項16号との関係でみると、年金受給権のうち有期定期金にあたるものについては、当該年金受給権の取得時における時価、すなわち将来にわたって受取るべき年金の金額を被相続人の死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当するものとし、その価額と残存期間に受取るべき年金の総額との差額は、当該各年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものである規定したことによる。したがって、これらの年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分（第1回目の年金）は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることから所得税法9条1項16号により非課税所得とするとした。

#### (7) まとめ

今回の最高裁の判決は、所得税法9条1項16号の趣旨を、「同一経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである」として、二重課税の排除を明言している。実務上の取扱いにおいてもこのような考え方に従うとすれば、今回の年金の事案以外についても、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値と同一と考えられる所得については、これまで実務上所得税が課税されていたとしても、本来は所得税が課されるべきではなかったのかという議論になるのであろうか。たとえば、相続した土地の譲渡にかかる所得税の問題など相続財産について相続税は相続時の時価で課税する。一方その相続財産に生じたキャピタル・ゲインは、相続時には所得税は課税されないが、相続人が相続後にその資産を譲渡することにより生じたキャピタル・ゲインは譲渡した時点で所得税をまとめて課税する等、相続税と所得税とにおける同一経済的価値に対する課税の方法について今回の生命保険年金の事例だけではなく、今後もいろいろなケースが想定されるのである。長い年月にわたり膨大な事例に基づき構成されている所得税法と相続税法ではあるが、所得税と相続税との関係という根本的な問題に立ち返り、その理論的な枠組みを含め現代社会に対応すべく再検討をすべき時期に来ていると考える。そのためには、現代社会に対応した国民の認識などを踏まえうえて十分に国民の納得が得られるような議論を積み重ねていくことが重要であろう。税は、多くの人々の素朴な正義感に支えられていることを忘れてはならない。



## 注

- (1) 三木義一『日本の税金新版』2003 P136
- (2) 金子宏『租税法第19版』(弘文堂, 2014年) P556
- (3) 昭和32年「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」P4, 12
- (4) 「相続税と所得税の関係について—一生保年金二重課税事件を素材とした考察—」  
税務大学校 篠原克岳
- (5) 「所得税更正処分取消請求事件」平成20年(行ヒ)16号, 最高裁判決, 平成22年7月6日。
- (6) 相続税法24条による評価方法をいう
- (7) 判決がでた当時は所得税法9条1項15号であったが, その後15号が16号に改正されたため所得税法9条1項16号に統一する。
- (8) 中村淳一著「図解 相続税・贈与税」一般財団法人大蔵財務協会 2014 3頁
- (9) 相続税法3条1項(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)の相続財産をいう
- (10) 相続税法3条1項1号
- (11) 「相続税と所得税の関係について 一生保年金二重課税事件—を素材とした考察—」 税務大学校  
篠原克岳 2頁
- (12) 「許容できる『二重課税』とは何か」税 52巻(1997)8頁
- (13) 「所得税更正処分取消請求事件」平成17年(行ウ)6号 長崎地裁判決 平成18年11月7日。
- (14) 「所得税更正処分取消請求控訴事件」平成18年(行コ)38号 福岡高裁判決 平成19年10月25日。  
判例集未登載

## 参考文献

- ・金子宏『租税法』弘文堂 2005
- ・金子宏/中里実/J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』有斐閣 2014
- ・金子宏『租税法第19版』弘文堂 2014
- ・三木義一『日本の税金新版』岩波新書 2003
- ・山本守之『租税法の基礎理論』税務経理協会 2013
- ・金子宏/平井宣雄/新堂幸司『法律学小辞典第4版補訂版』有斐閣
- ・税務通信No.3309, 3302
- ・T&A master No.509
- ・国税不服審判所 平成23年12月2日裁決
- ・宮脇義男「相続税の課税方式に関する一考察」税務大学校論叢2008
- ・久米和夫・後藤次郎「相続税の課税根拠と課税方式」四国大学紀要
- ・包括的所得概念における所得税と相続税の関係——年金二重課税事件を素材として——稲村健太郎
- ・昭和32年「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」

